

令和 6 年度刈谷市学校給食アレルギー対応給食事業実施委員会議事録

開催日時 令和 6 年 7 月 3 1 日（水）午後 3 時 2 5 分～午後 4 時 0 5 分

開催場所 刈谷市役所 7 階 7 0 1 会議室

出席者

委員 小高原小学校長、衣浦小学校長、日高幼稚園長

小高原小学校 P T A 代表、衣浦小学校 P T A 代表

刈谷医師会代表、刈谷アレルギー児の会代表

刈谷東中学校養護教諭、教育部長、学校教育課指導主事

オブザーバー 教育長

事務局 教育総務課長、学校給食センター所長、所長代理、主事、栄養教諭 2 名

欠席者 朝日中学校長、刈谷市薬剤師会代表

1. 教育長あいさつ

2. 議題

（1）令和 5 年度学校給食アレルギー対応状況について（資料 1-1,1-2）

過去 5 年間の学校給食アレルギー対応人数（令和 6 年 5 月現在）及び令和 5 年度鶏卵除去・代替実施状況について（資料 1-1）

1. 「過去 5 年間の学校給食アレルギー対応人数」。各年度 5 月現在の人数の記載で、全体的に増加の傾向を示す。2. は「令和 5 年度の鶏卵除去及び代替食の実施状況」。除去食 7 食、代替食 1 5 食の計 2 2 食を提供する。

令和 6 年度食物アレルギーを持つ児童生徒一覧表について（資料 1-2）アレルギー児童生徒の在籍人数は、中学校 3 3 8 人、小学校 6 2 2 人で昨年より 2 3 3 人の減。このうち、アナフィラキシー症状がある児童生徒が、中学校で 1 6 人、小学校で 8 3 人の計 9 6 人で 3 人の増、エピペンを携帯しているのが中学校で 1 6 人、小学校で 8 7 人の計 1 0 3 人で 5 人増となっている。

弁当の一部対応、全部対応というのは、鶏卵、飲用牛乳他のアレルギーが原因で給食を取ることができない児童生徒が、給食の代わりに弁当を持参すること。

この後の項目は、アレルゲンごとにそのアレルギーを持つ児童生徒の人数を記載しており、アレルゲンに関する調査について集計をしたものである。

上段のアレルギー物質は、「食品表示基準」で法令上表示された「特定原材料」7品目と「特定原材料に準ずるもの」21品目の計28品目について掲載した。28品目中で特にくるみの児童・生徒数が増えつつあり、28品目以外でのアレルギーは果実類が多い。

【質疑】

Q：資料1-2について、「管理指導表の提出」の人数が「アレルギー児童在籍人数」の半分くらいしかいないが、管理指導表を提出していない子はどうしているのか。

A：詳細については分かりかねますので、調査のうえ後日改めてご説明させていただきます。

A：管理指導表の提出は、学校生活や給食での対応が必要な場合に提出となります。提出していない児童生徒については、“完全弁当”、“給食程度では問題ない”、“給食には出ない食材がアレルゲンである”などの理由で管理指導表の提出人数が少ないと思われます。

（２）令和6年度学校給食アレルギー対応給食事業計画について（資料2-1～2-7）

アレルギー対応の流れについて（資料1-1）

10月上旬に食物アレルギーに関する調査を、学校を通じて全ての保護者に依頼する（資料2-2）。

11月中旬に調査用紙を保護者から回収し、アレルギー対応を希望する保護者に「学校生活管理指導表」を渡し、医師に記入してもらうよう依頼する（資料2-3）。

1月から2月に「学校生活管理指導表」を元に各学校で面談を行う。

3月下旬に対応を決定する。

【毎月の対応として】

翌月分の鶏卵アレルギー対応食予定献立表（資料2-4）

献立材料一覧表（資料 2-5）

食物アレルギー詳細献立表（資料 2-6）

を鶏卵・飲用牛乳以外のアレルゲンを持つ児童生徒の保護者に学校を通じて配付し、どの食材にどんなアレルゲンが使われるかわかるようする。

【鶏卵の除去代替食の実施】

給食センターで卵を除いた料理（除去食）あるいは卵料理に替わる料理（代替食）を調理し、学校名と氏名の入った専用の容器に入れ配送する。学校に届いたら職員室に運ばれ、職員室で児童生徒に渡す。その時、職員が鶏卵アレルギー対応食受渡し確認表（資料 2-7）で確認し、渡し間違いが無いようにする。

児童生徒は自席に戻り、除去・代替食を自分の食器に入れ、喫食する。

【質疑】

Q：資料 2-2 表の様式について、令和 6 年度から継続してアレルギー症状を持つ児童生徒には、令和 7 年度対応申請書類において、その旨を記述していただきたいです。また、強調している文言を、強調しない様式に変更してほしいです。それから、資料 2-2 裏の様式について、マカダミアナッツを追記して、様式を変更したことがわかるようにしていただきたいです。

A：様式の変更につきましては、給食センターだけで決める事は出来ませんので、食物アレルギー小委員会などで検討する必要があります。また、マカダミアナッツの対応については、次の議題で説明させていただきます。

（３）その他

令和 6 年 3 月 28 日に消費者庁から、特定原材料に準ずる食品の「まつたけ」を削除し、「マカダミアナッツ」を追加することが通知された。消費者庁としては、直ちに対応ではなく準備出来次第対応とのことであるため、資料 2-2 の「食物アレルギーに関する調査について」の裏面にある特定原材料等

28品目の表の中にある「まつたけ」を「マカダミアナッツ」に修正して、来年度用の調査票として使用する。また、資料2-6で説明している「食物アレルギー詳細献立表」についても「まつたけ」を削除して「マカダミアナッツ」に修正したものを来年度4月分書類から変更して保護者に渡す予定としている。各学校には、変更についての通知文と該当生徒の保護者に向けた通知文を送付する。

資料の様式2-2表、食物アレルギーに関する調査について、刈谷特別支援学校形態食のアレルギー対応を、形態食は鶏卵以外のアレルゲンも除去する対応であったが、令和7年度から、普通食と同じ対応にすることについて、前回のアレルギー実施委員会で承認を得た。それに伴い、「食物アレルギーに関する調査について」の様式2-2表の内容を変更する。

昨年度のアレルギー対応実施委員会の中で、「生トマトでアレルギーを発症するが、加熱すれば発症しないと医師が診断し、生活管理指導表に記入してあれば、ケチャップ等の加熱済みのトマトを含む主食や副食を食べることができる。」と対応を変更する案を再検討することとした。

その後、食物アレルギー小委員会を開催し、検討した結果、アレルギーの対応が大幅に変更になり学校現場が苦勞している中で、令和7年度からの実施は見送り、今後も継続して検討することを報告。

食物アレルギーに関する調査票について、資料2-2の裏 7 給食の対応を希望しますか。のところで、「希望しない」にチェックがあり、その理由に「自己除去をするため」と記述する家庭への対応について、食物アレルギー小委員会を開催し、様式の変更も含めて検討をした結果、アレルギーの対応が大幅に変更になり学校現場が苦勞している中で、様式を変更するのではなく、対応をしながら今後検討していくことを報告。

【質疑】

Q：今年度、ナッツのアレルギーを持つ園児が8人います。そのうち、エピペンを持つ園児が2人います。マカダミアナッツをアレルギー対応することを早めを実施することはできますか。

A：保護者や幼児園、学校、業者への周知や対応などをお願いする必要があります。また、書類の様式やシステムの変更、さらに、今回のようなアレルギー委員会で報告し、承認をいただくなどの対応が必要であり、早めを実施することは難しい状況です。

Q：アレルギー対応数は、最新の研究では、牛乳、卵、小麦の順番ではなく、牛乳、卵、木の実類、小麦となっています。最新のアレルギー研究のことも知っていただきたいです。また、アレルギー対応の見直しも継続して取り組んでいただきたいです。

A： 情報提供をありがとうございます。アレルギー対応の見直しについては、業者から正確に情報提供される環境が整うことで、初めて対応出来ます。また、体制整備やシステム仕様の変更等、多くの問題点があります。今後の研究課題として取り組んでまいります。

Q：ピーカンナッツやピスタチオ等のアレルギーを持つ園児もいます。給食の原材料を確認することが負担になっており、結局は保護者の判断で対応せざるを得ない状況です。しかし、アレルギー症状が発症すると辛いですし、エピペンを持つ園児も増えています。法で定められた原材料以外にも様式に載せることはできませんか。

A：今回、マカダミアナッツを新たに追加することになりましたが、その原材料の表示を全ての業者に対応していただくために、業者への通知や業者内での対応の整備等の課題がありました。また、食物アレルギー詳細献立表に間違いなく反映するためのシステムの構築やチェックが必要になります。さらに、特定のナッツ類の表示を行うことは、職員と納入業者にとって、事務処理の負担が多く対応が難しい状況です。